

○総務省令第十六号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条第一項、第五条第一項及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣 林 芳正

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

## (本人確認の方法)

## 第三条 「略」

## 〔2 略〕

3 携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該相手方から役務提供契約を締結しようとする際に示された本人特定事項を、既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等と照合し、当該本人確認記録等に記録されている者と当該相手方が同一であるかどうかを確認することにより、本人確認を行うことができる。

4 前項の規定による照合に際しては、次に掲げるいずれかの方法を用いることとする。

一 役務提供契約を締結しようとする者が現に所持している電子計算機その他役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認できるもの（以下「電子計算機等」という。）を用いて当該役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、かつ、識別符号（当該役務提供契約を締結しようとする者以外の者と区別し識別するために付した文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この項及び第十一条第四項において同じ。）及び暗証符号（当該既に役務提供契約を締結している者が、その使用に係る電子計算機において設定した文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この項及び第十一条第四項において同じ。）その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であつて携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないもの（当該本人確認記録等に関連付けられた文字、番号、記号その他の符号に限る。以下この項及び第十一条第四項において同じ。）を当該役務提供契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力する方法

二 識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であつて携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該役務提供契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を使用する方法

三 役務提供契約を締結しようとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、かつ、生体認証符号等を使用する方法

四 役務提供契約を締結しようとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該役務提供契約を締結しようとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行い、識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であつて携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該役務提供契約を締結しようとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等を使用する方法

〔5 略〕

## (本人確認の方法)

## 第三条 「同上」

## 〔2 同上〕

3 携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合は、第一項の規定にかかわらず、当該相手方について、本人確認記録等に記録されている者と当該相手方が同一であることを確認することにより、本人確認を行うことができる。

4 前項の確認の方法は、相手方から役務提供契約の締結の際に示された本人特定事項を、当該相手方の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（既に役務提供契約を締結している者の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。

〔5 同上〕

(代表者等の本人確認の方法)

第四条 「略」

「一〇六 略」

七 代表者等により電子署名が行われた代表者等の本人特定事項に係る情報及び当該電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法

「八〇十 略」

「二・三 略」

(本人確認書類)

第五条 第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類(以下「本人確認書類」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヒ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあつては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあつては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く。) 次に掲げる書類のうちいずれか

イ 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1) 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第五十五条の二第二項に規定する運転経歴証明書

(2) 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード(ロ②において単に「在留カード」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ロ②において単に「特別永住者証明書」という。)、又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(ロ②において単に「個人番号カード」という。)(いずれも当該自然人の写真があるものに限る。)

(3) 旅券等(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)、又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。)

ロ 国民健康保険の資格確認書その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書(書面に限る。)、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令(令和六年防衛省令第四号)第七条第二項に定める資格確認書(書面に限る。)、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特別被保険者手帳(いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)

(2) 在留カード、特別永住者証明書又は個人番号カード(いずれも当該自然人の写真があるものを除く。)

(代表者等の本人確認の方法)

第四条 「同上」

「一〇六 同上」

七 代表者等により電子署名が行われた相手方との役務提供契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を、当該代表者等から受信する方法

「八〇十 同上」

「二・三 同上」

(本人確認書類)

第五条 「同上」

一 自然人(第三号に規定する外国人を除く。)

イ 運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1) 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証又は同法第五十五条の二第二項に規定する運転経歴証明書

(2) 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード(ロ②において単に「在留カード」という。)、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書(ロ②において単に「特別永住者証明書」という。)、又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード(ロ②において単に「個人番号カード」という。)(いずれも当該自然人の写真があるものに限る。)

(3) 旅券等(出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する旅券及び同条第六号に規定する乗員手帳をい、当該自然人の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)、又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して船舶観光上陸許可書の交付を受けた者の旅券の写しが貼り付けられたものに限る。第十七条及び第十九条第一項において同じ。)

ロ 国民健康保険の資格確認書その他の本人確認書類として次に掲げるもの

(1) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書(書面に限る。)、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令(令和六年防衛省令第四号)第七条第二項に定める資格確認書(書面に限る。)、介護保険の被保険者証又は健康保険日雇特別被保険者手帳(いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。)

(2) 在留カード、特別永住者証明書又は個人番号カード(いずれも当該自然人の写真があるものを除く。)

ハ 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ イから二までに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真があるもの

ヘ イからホまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二 法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人を除く。） 次に掲げる書類のうちいずれか

イ 当該法人の設立の登記に係る商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ イに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

〔三〕 略

〔二〕 略

第八条 〔略〕

〔二〕 略

〔一〕七 略

八 第三条第三項に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該確認を行った日（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条 〔略〕

〔二〕 略

3 携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該譲受人等から契約者の名義変更をしようとする際に示された本人特定事項を、既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等と照合し、当該本人確認記録等に記録されている者と当該譲受人等が同一であるかどうかを確認することにより、譲渡時本人確認を行うことができる。

ハ 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（いずれも当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

ニ 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

ホ イから二までに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、当該自然人の写真があるもの

ヘ イからホまでに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの

二 法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人を除く。）

イ 当該法人の設立の登記に係る商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

ロ イに掲げる書類のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

〔三〕 同上

〔二〕 同上

第八条 〔同上〕

〔二〕 同上

〔一〕七 同上

八 第三条第四項に規定する方法 携帯音声通信事業者が当該照合を行った日（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条 〔同上〕

〔二〕 同上

3 携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該譲受人等について、本人確認記録等に記録されている者と当該譲受人等が同一であることを確認することにより、譲渡時本人確認を行うことができる。

4 前項の規定による照合に際しては、次に掲げるいずれかの方法を用いることとする。

一 譲受人等になろうとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該譲受人等になろうとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行うい  
かつ、識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であつて携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該譲受人等になろうとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力する方法

二 識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であつて携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該譲受人等になろうとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等を使用する方法

三 譲受人等になろうとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該譲受人等になろうとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行うい  
かつ、生体認証符号等を使用する方法

四 譲受人等になろうとする者が現に所持している電子計算機等を用いて当該譲受人等になろうとする者と当該既に役務提供契約を締結している者の同一性を確認するための認証を行うい  
識別符号及び暗証符号その他これらに準ずる文字、番号、記号その他の符号であつて携帯音声通信事業者及び当該既に役務提供契約を締結している者しか知り得ないものを当該譲受人等になろうとする者の使用に係る電子計算機を用いて入力し、かつ、生体認証符号等を使用する方法

〔5 略〕

6 第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第八条第二項	〔略〕	〔略〕
〔略〕	第三条第三項	第十一条第三項

4 前項の確認の方法は、譲受人等から契約者の名義変更の際に示された本人特定事項を、当該譲受人等の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（既に役務提供契約を締結している者の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。

〔5 同上〕

6 〔同上〕

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第八条第二項	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	第三条第四項	第十一条第四項

備考 表中の「 〔 〕」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 携帯音声通信事業者（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する携帯音声通信事業者をいう。次項において同じ。）は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までに行われる法人の本人確認（法第三条第一項に規定する本人確認をいう。以下この項及び次項において同じ。）において既に役務提供契約（法第二条第六項に規定する役務提供契約をいう。以下この項及び次項において同じ。）を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合の本人確認の方法については、この省令による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「新施行規則」という。）第三条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。この場合において、新施行規則第八条第二項の規定による本人確認記録の記録事項については、なお従前の例による。

2 携帯音声通信事業者は、施行日から起算して六月を経過する日までに行われる法人の譲渡時本人確認（法第五条第一項に規定する譲渡時本人確認をいう。この項において同じ。）において既に役務提供契約を締結している者が譲受人等になる場合の譲渡時本人確認の方法については、新施行規則第十一条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。この場合において、新施行規則第十一条第六項において読み替えて準用する新施行規則第八条第二項の規定による本人確認記録の記録事項については、なお従前の例による。

（調整規定）

第三条 この省令及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十七号）により改正される携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第四条第一項第七号及び第五条第一項の規定は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令によつてまず改正され、次いでこの省令によつて改正されるものとする。